

沖縄県障害のある人もない人も 共に暮らしやすい社会づくり条例

〔 共生社会条例 〕

沖縄県子ども生活福祉部
障害福祉課

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例の制定に関する経緯

平成18年12月13日	第61回国連総会において障害者権利条約を採択
平成19年 9月28日	日本による障害者権利条約への署名
平成20年 3月	市民団体「障害のある人もない人もいのち輝く条例づくりの会」（以下「条例づくりの会」という。）が条例制定に向け 活動開始
平成22年10月	県知事二期目公約に障がい者の権利条例の制定が盛り込まれる。
平成23年 1月	条例づくりの会として目指す、沖縄県障害者の権利条例案と、条例制定を目的に集められた3万人余りの署名を県知事へ提出
平成23年 7月	障害当事者、学識経験者、民間事業者で構成する「沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議（以下「障害者県民会議」という。）」を設立
平成23年 8月	障害者基本法改正 ※障害者権利条約の考え方を踏まえ合理的配慮の概念を規定、障害者を「医学モデル」から「社会モデル」で捉えた定義へ見直し
平成24年 4月	障害者県民会議が「障害のある人に対する差別と思われる事例集」を公表
平成24年11月	「障害のある人の権利擁護の推進を目的とした条例」の制定に係る意見書が障害者県民会議会長から県知事あて手交
平成24年12月～25年 1月	県と障害者県民会議と共催で、県内5圏域でタウンミーティング開催
平成25年2月、7月	市町村の意見聴取
平成25年 7月19日～8月19日	パブリックコメント（54人から198件の意見）
平成25年 9月18日	9月議会へ条例議案提出
平成25年10月 7日	文教厚生委員会において全会一致で原案可決
平成25年10月11日	本会議で原案可決成立
平成25年10月29日	条例公布・一部施行
平成26年 1月20日	日本が障害者権利条約を締結（批准）
平成26年 2月19日	日本について障害者権利条約が発効（参考：締約国は140カ国及び欧州連合（平成26年2月19日時点））
平成26年 4月 1日	条例全面施行

前文

沖縄県では、県民の心に根ざした人と人とのつながりを大切にする相互扶助の精神に基づき、共に助け合う地域社会が築かれてきた。

しかしながら、障害のある人については、障害を理由とする差別を受けたり、良好な居住環境、自由な移動、情報の利用等が十分に確保又は配慮されていないこと等の様々な要因により、自己の望む生活を十分に実現できているとは言えない。

また、障害のない人にとって問題にならないことが障害があることにより社会的障壁となったり、障害のある人に対する理解の不足、誤解、偏見等により、今なお日常生活及び社会生活の中で、困難を余儀なくされている人も少なくない実態がある。

さらに、本県においては、離島及びへき地における厳しい生活条件が、障害のある人にとって不利なものになっている。

このような状況において、私たちに今こそ求められているのは、障害のある人に対する福祉、医療、雇用、教育等の充実とともに、障害のある人に対する障害を理由とする差別等をなくしていく取組である。

ここに私たちは、国際社会や国内の動向を踏まえ、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会(※1)の実現を目指して、この条例を制定する。

※1 このような社会をインクルーシブ社会といいます。

総則(第1章)

目的

障害を理由とした様々な困難を余儀なくされている人々の状況に鑑み、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の禁止等を定め、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会の対等な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

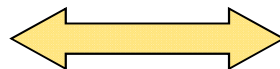
基本理念

目的に定める共生社会の実現は、全ての障害のある人が障害のない人と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、県、市町村及び県民の相互の連携協力の下に、社会全体として推進

県の責務

基本理念にのっとり、市町村と協力し、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を総合的かつ計画的に実施

協力



市町村

情報の提供、
技術的助言等

県民の役割

基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるとともに、目的に定める共生社会の実現に寄与するよう努力

財政上の措置

県は、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努力

障害を理由とする差別の禁止等(第2章)

①障害を理由とする差別の禁止等

- 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

②必要かつ合理的な配慮を提供する義務

- 何人も、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

③障害のある人に対する虐待の禁止

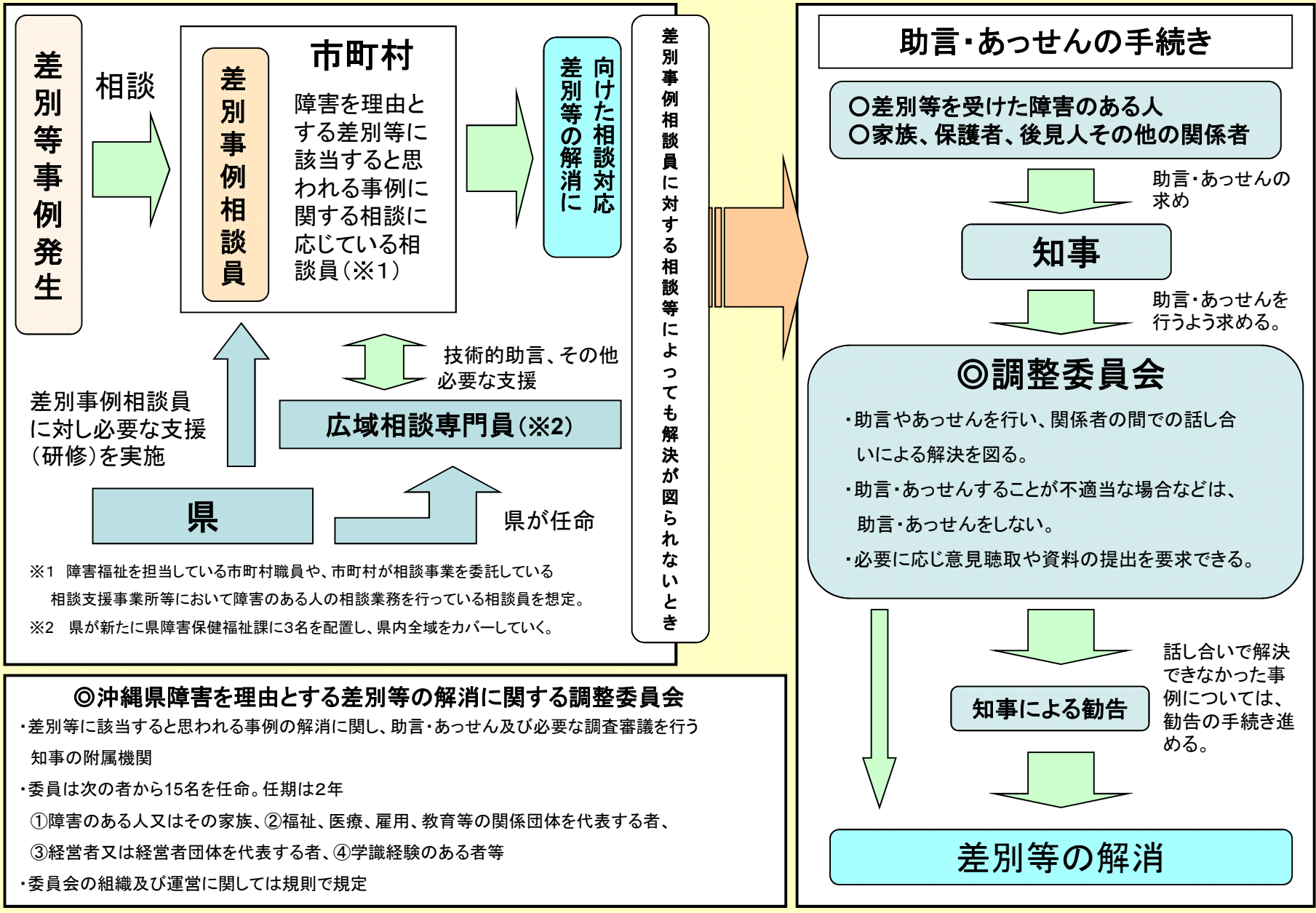
- 何人も、障害のある人に対し、虐待をしてはならない。

◇各主体における差別の禁止

- 福祉サービスの提供における差別の禁止
- 医療の提供における差別の禁止
- サービスの提供等における差別の禁止
- 雇用等における差別の禁止
- 教育における機会の付与

- 建築物等の利用における差別の禁止
- 公共交通機関の利用における差別の禁止
- 不動産取引における差別の禁止
- 意思の表明の受領における差別の禁止
- 情報の提供における差別の禁止

障害を理由とする差別等を解消するための支援(第3章)



※1 障害福祉を担当している市町村職員や、市町村が相談事業を委託している相談支援事業所等において障害のある人の相談業務を行っている相談員を想定。
 ※2 県が新たに県障害保健福祉課に3名を配置し、県内全域をカバーしていく。

◎沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会

- ・差別等に該当すると思われる事例の解消に関し、助言・あっせん及び必要な調査審議を行う知事の附属機関
- ・委員は次の者から15名を任命。任期は2年
 - ①障害のある人又はその家族、②福祉、医療、雇用、教育等の関係団体を代表する者、
 - ③経営者又は経営者団体を代表する者、④学識経験のある者等
- ・委員会の組織及び運営に関しては規則で規定

障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関する基本的施策(第4章)

県は、市町村と協力し、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関する施策を計画的に推進

- 障害福祉サービスの充実
- 雇用の場の拡大
- 教育の充実
- ユニバーサルデザイン(移動等の円滑化を図るための都市等のデザイン)及びバリアフリー(障害のある人が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等)化の促進
- 駐車場の確保等
- 住宅環境の整備
- 障害の特性に応じた情報提供
- 差別等をなくすための民間の活動の促進
- ピアカウンセリング(障害のある人同士による相談体制)の充実
- 文化芸術活動等に参加できる環境の整備
- 市町村防災計画に関する情報提供等
- 離島等における障害のある人に対する福祉の充実

罰則、施行期日、見直し規定

罰則 守秘義務違反(広域相談専門員、調整委員会委員) 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
施行期日 平成26年4月1日。ただし、調整委員会の定め、準備行為(広域相談員の任命)は公布の日
検討(見直し)規定 施行後3年を目途に、条例の施行状況の検討結果に基づき必要な見直しを実施